

農業者年金に加入しませんか？

●農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

●少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

●終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることがで

きます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

●税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

●認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ

・周防大島町農業委員会（農林課）

☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎03（3502）3942

<https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所



柳井警察署だより

「還付金があります」は詐欺！

公共機関や銀行を名乗り、被害者にATMを操作させてお金をだまし取る還付金詐欺が発生しています。

電話で相手から「年金や保険の還付金があります」「手続きをするのでATMに行ってください」と言われた場合、その電話は詐欺です。

還付金手続きのために、電話でATMの操作方法を指示することは絶対にありません。

還付金手続きの電話があった際は、一旦電話を切って、警察や公共機関に確認した上で対応してください。

電話の内容がおかしいと思ったときは、まず第一に警察に相談してください。



還付金の手続きをします。ATMを操作してください。



その電話詐欺です！！



☎周防大島幹部交番
柳井警察署

☎0820（72）0110
☎0820（23）0110